

## 教科課目シラバス

開講課程	開講学科	開講年度	履修対象
美容専門課程	美容総合科 ヘアリストコース(2年制)	2020年度	2年次
講義区分	授業科目名	担当教員	単位・時限数
必修	関係法規・制度	中尾 実	1単位・34時限

## 授業の到達目標及びテーマ

- 美容師の業務に関する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならぬ必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促す
- 美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる

## 講義概要

- 衛生行政→社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について
- 美容師法→美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について
- 関係法規→美容業を行う上で密接な関係がある生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律及び消費者保護関連法規について、その意義と内容

回	授業計画及び学習の内容
1	美容師法 1条、2条
2	
3	美容師法 2条、3条
4	
5	美容師法 5条
6	
7	美容師法 6条、7条、8条
8	
9	美容師法 10条、11条、12条
10	
11	美容師法 12-2条、12-3条
12	
13	美容師法 12条、13条
14	
15	美容師法 15条、16条、18条
16	
17	法規 7から13条
18	
19	法規 24条、26条、27条
20	
21	法制度の概要/社会生活における法の役割、法の形式、衛生法規の概要、理容師法美容師法と付属法令
22	衛生行政の概要/衛生行政の意義と歴史
23	衛生行政の概要/衛生行政の分類と生活衛生行政の内容、衛生行政を担う行政機関
24	
25	関連法規/理容業、美容業の運営・衛生・消費者保護に関する法律
26	
27	"
28	
29	まとめ
30	

## 〔成績評価方法〕

前期と後期の2期制で筆記試験をおこなう。100点満点中、60点を合格とし、不合格の場合は再試験を受けること。

## 〔授業の特徴と教員紹介〕

講義形式を基本とする座学となる。

担当教員は本校 校長であり、神奈川大学第二法学部法律学科卒業

美容師免許取得から40年以上のキャリアをもち、双方の経験を活かした授業を展開する

## 教科課目シラバス

開講課程	開講学科	開講年度	履修対象
美容専門課程	美容総合科 ヘアリストコース(2年制)	2015年度	1.2年次
講義区分	授業科目名	担当教員	単位・時限数
必修	美容技術理論	浅見 卓司	5単位・166時限

## 授業の到達目標及びテーマ

- 美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身に付けること。
- 美容の業務を安全かつ効果的に行うため、美容器具の正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた正しい取り扱いの方法と美容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させること。  
あわせて、美容器具による危害を防止するための使用上の注意を学ばせること。
- 優れた美容技術は、経験によってだけ得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調すること。

## 講義概要

- 美容で使用する器具→美容で使用する主な機械器具について物理の基本事項を学ばせるとともに、人間の手と器具の動き、美容器具の種類と特徴などについて理解させること。
- 基礎技術→美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせること。
- 頭部、顔部及び頸部技術→スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリング技術、ヘアカッティング、パーマネントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基礎的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせること。
- 特殊技術→エステティック技術、ネイル技術などの美容の特殊技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせること。
- 和装技術→日本髪基礎知識、技術の実際にについて学ばせる。
- 美容デザイン→美容におけるヘアデザインの造形の意義とその応用などについて学ばせること。

時限	授業計画及び学習の内容
1 2	序章 美容技術理論を学ぶにあたって
3 4	序章 美容技術理論を学ぶにあたって
5 6	序章 美容技術理論を学ぶにあたって
7 8	1章 美容用具
9 10	1章 美容用具
11 12	1章 美容用具
13 14	1章 美容用具
15 16	1章 美容用具
17 18	9章 ネイル技術
19 20	9章 ネイル技術
21 22	9章 ネイル技術
23 24	9章 ネイル技術まとめ
25 26	2章 シャンプーイング
27 28	2章 シャンプーイング
29 30	2章 シャンプーイング

31	2章 シャンプーイング
32	
33	2章 シャンプーイング
34	
35	2章 シャンプーイング
36	
37	7章 ヘアカラーリング
38	
39	7章 ヘアカラーリング
40	
41	7章 カラーリング テスト
42	
43	前期まとめ
44	
45	前期まとめ
46	
47	4章 ヘアカッティング
48	
49	4章 ヘアカッティング
50	
51	4章 ヘアカッティング
52	
53	4章 ヘアカッティング
54	
55	4章 ヘアカッティング
56	
57	4章 ヘアカッティング
58	
59	4章 ヘアカッティング
60	
61	10章 まつ毛エクステンション
62	
63	10章 まつ毛エクステンション
64	
65	5章 パーマネントウェーブ
66	
67	5章 パーマネントウェーブ
68	
69	5章 パーマネントウェーブ
70	
71	5章 パーマネントウェーブ
72	
73	5章 パーマネントウェーブ
74	
75	5章 パーマネントウェーブ
76	
77	5章 パーマネントウェーブ まとめ
78	
79	6章 ヘアセッティング
80	
81	6章 ヘアセッティング
82	
83	6章 ヘアセッティング
84	
85	6章 ヘアセッティング
86	
87	6章 ヘアセッティング
88	
89	6章 ヘアセッティング
90	

91	後期まとめ
92	
93	3章 ヘアデザイン
94	
95	3章 ヘアデザイン
96	
97	3章 ヘアデザイン
98	
99	3章 ヘアデザイン
100	
101	3章 ヘアデザイン
102	
103	3章 ヘアデザイン
104	
105	3章 ヘアデザイン まとめ
106	
107	8章 エステティック
108	
109	8章 エステティック
110	
111	8章 エステティック
112	
113	8章 エステティック 確認
114	
115	8章 エステティック
116	
117	8章 エステティック
118	
119	8章 エステティック
120	
121	
122	まとめ
123	
124	
125	まとめ
126	
127	まとめ
128	
129	まとめ
130	
131	10章 メイクアップ
132	
133	10章 メイクアップ まとめ
134	
135	11章 日本髪
136	
137	11章 日本髪
138	
139	11章 日本髪
140	
141	11章 日本髪 まとめ
142	
143	12章 着付け
144	
145	12章 着付け
146	
147	12章 着付け
148	
149	12章 着付け
150	

151	まとめ
152	
153	まとめ
154	
155	まとめ
156	
157	まとめ
158	
159	
160	国家試験対策
161	
162	
163	
164	国家試験対策
165	
166	

[成績評価方法]  
前期と後期の2期制で筆記試験をおこなう。100点満点中、60点を合格とし、不合格の場合は再試験を受けること。

[授業の特徴と教員紹介]  
講義形式を基本とする座学となる。  
担当教員は美容学校を卒業後、ヘアサロンにて5年の実務経験を積み、その後本校美容教員となる。  
美容師免許取得から14年以上のキャリアをもち、双方の経験を活かした授業を展開する

## 教科課目シラバス

開講課程	開講学科	開講年度	履修対象
美容専門課程	美容総合科 トータルビューティーコース(2年制)	2020年度	2年次
講義区分	授業科目名	担当教員	単位・時限数
必修	関係法規・制度	中尾 実	1単位・34時限

## 授業の到達目標及びテーマ

- 美容師の業務に関する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならぬ必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促す
- 美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる

## 講義概要

- 衛生行政→社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について
- 美容師法→美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について
- 関係法規→美容業を行う上で密接な関係がある生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律及び消費者保護関連法規について、その意義と内容

回	授業計画及び学習の内容
1	美容師法 1条、2条
2	
3	美容師法 2条、3条
4	
5	美容師法 5条
6	
7	美容師法 6条、7条、8条
8	
9	美容師法 10条、11条、12条
10	
11	美容師法 12-2条、12-3条
12	
13	美容師法 12条、13条
14	
15	美容師法 15条、16条、18条
16	
17	法規 7から13条
18	
19	法規 24条、26条、27条
20	
21	法制度の概要/社会生活における法の役割、法の形式、衛生法規の概要、理容師法美容師法と付属法令
22	衛生行政の概要/衛生行政の意義と歴史
23	衛生行政の概要/衛生行政の分類と生活衛生行政の内容、衛生行政を担う行政機関
24	
25	関連法規/理容業、美容業の運営・衛生・消費者保護に関連する法律
26	
27	〃
28	
29	まとめ
30	

## 〔成績評価方法〕

前期と後期の2期制で筆記試験をおこなう。100点満点中、60点を合格とし、不合格の場合は再試験を受けること。

## 〔授業の特徴と教員紹介〕

講義形式を基本とする座学となる。

担当教員は本校 校長であり、神奈川大学第二法学部法律学科卒業

美容師免許取得から40年以上のキャリアをもち、双方の経験を活かした授業を展開する

## 教科課目シラバス

開講課程	開講学科	開講年度	履修対象
美容専門課程	美容総合科 トータルビューティーコース(2年制)	2015年度	1.2年次
講義区分	授業科目名	担当教員	単位・時限数
必修	美容技術理論	由井 貴美子	5単位・166時限

## 授業の到達目標及びテーマ

- 美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身に付けること。
- 美容の業務を安全かつ効果的に行うため、美容器具の正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた正しい取り扱いの方法と美容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させること。  
あわせて、美容器具による危害を防止するための使用上の注意を学ばせること。
- 優れた美容技術は、経験によってだけ得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調すること。

## 講義概要

- 美容で使用する器具→美容で使用する主な機械器具について物理の基本事項を学ばせるとともに、人間の手と器具の動き、美容器具の種類と特徴などについて理解されること。
- 基礎技術→美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせること。
- 頭部、顔部及び頸部技術→スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリング技術、ヘアカッティング、パーマネントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基礎的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせること。
- 特殊技術→エステティック技術、ネイル技術などの美容の特殊技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせること。
- 和装技術→日本髪基礎知識、技術の実際にについて学ばせる。
- 美容デザイン→美容におけるヘアデザインの造形の意義とその応用などについて学ばせること。

時限	授業計画及び学習の内容
1	
2	9章 ネイル技術
3	
4	
5	9章 ネイル技術
6	
7	
8	9章 ネイル技術
9	
10	
11	9章 ネイル技術
12	
13	
14	9章 ネイル技術
15	
16	
17	9章 ネイル技術
18	
19	
20	9章 ネイル技術
21	
22	
23	9章 ネイル技術
24	
25	9章 ネイル技術
26	
27	
28	10章 メイクアップ
29	

30  
31 10章 メイクアップ

32

33  
34 9章 ネイル技術 小テスト

35

36  
37 10章 メイクアップ

38

39  
40 序章 美容技術理論を学ぶにあたって

41

42  
43 1章 美容用具

44

45 1章 美容用具

46

47  
48 1章 美容用具

49

50  
51 序章、1章 小テスト

52

53  
54 8章 エステティック

55

56 5章 パーマネントウェービング

57

58  
59 5章 パーマネントウェービング

60

61  
62 5章 パーマネントウェービング

63

64 5章 パーマネントウェービング

65

66  
67 5章 パーマネントウェービング 小テスト

68

69  
70 6章 ヘアセッティング

71

72  
73 6章 ヘアセッティング

74

75  
76 6章 ヘアセッティング

77

78  
79 6章 ヘアセッティング

80

81  
82 12章 着付け

83

84  
85 12章 着付け

86

87  
88 12章 着付け

89

90	
91	6章、8章、12章 小テスト
92	
93	
94	11章 日本髪
95	
96	
97	11章 日本髪
98	
99	
100	11章 日本髪
101	
102	
103	7章 ヘアカラーリング
104	
105	
106	7章 ヘアカラーリング
107	
108	
109	7章 ヘアカラーリング
110	
111	
112	7章 ヘアカラーリング
113	
114	
115	2章 シャンプーイング
116	
117	
118	2章 シャンプーイング
119	
120	
121	2章 シャンプーイング
122	
123	
124	2章 シャンプーイング
125	
126	
127	2章、4章 小テスト
128	
129	
130	3章 ヘアデザイン
131	
132	
133	3章 ヘアデザイン
134	
135	
136	3章 ヘアデザイン
137	
138	
139	3章 ヘアデザイン
140	
141	
142	国家試験 過去問トレーニング
143	
144	
145	まとめ問題
146	
147	
148	まとめ問題
149	

150	
151	まとめ問題、ワークブック
152	
153	
154	ワークブック テスト
155	
156	
157	まとめ問題
158	
159	
160	国家試験対策
161	
162	
163	
164	国家試験対策と見直し
165	
166	

#### [成績評価方法]

前期と後期の2期制で筆記試験をおこなう。100点満点中、60点を合格とし、不合格の場合は再試験を受けること。

#### [授業の特徴と教員紹介]

講義形式を基本とする座学となる。

担当教員は美容学校を卒業後、ヘアサロンにて7年の実務経験を積み、その後数校の美容教員となる。

美容師免許取得から29年以上のキャリアをもち、双方の経験を活かした授業を展開する

## 各課目 授業概要

開講課程	美容専門課程	開講学科	エステティック科	履修年限	1年
講義区分	必修	教科課目	皮膚科学	担当者	金子 真弓
単位	1単位	時限数	55時限		
授業の方法	講義形式を基本とする座学				
到達目標	日本エステティック協会認定上級エステティシャン資格取得を目指し、エステティシャンとしての自覚と責務を促す。				
講義概要	エステティックの基礎知識である、皮膚の構造・生理機能・禁忌事項などを理解させる。 さらに、皮膚の老化・皮膚疾患・肌タイプ及び皮膚トラブルなど、安全なエステティックトリートメントを行う為に必要な知識を習得させる。				

## 授業計画及び学習の内容

コマ	日程	テキスト項目	内容
1	4/12	皮膚の基礎知識	生体における皮膚の役割 保護膜・熱交換器・センサー・鏡
2			
3			
4	4/17	皮膚の基礎知識	皮膚の基礎知識 皮膚の構造と働き 表皮・表皮の付属器官(汗腺・皮脂腺)
5			
6			
7			
8	4/24	美容上大切な 皮膚の6つの働き	皮膚の基礎知識 真皮・皮下組織 働きの概要
9			
10			
11			
12	7/4	美容上大切な 皮膚の6つの働き	皮膚の基礎知識 皮膚の構造 皮脂膜 役割と分布 皮脂の成分・過酸化脂質 皮脂分泌過剰によるおこる肌トラブル
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19	5/15	美容上大切な 皮膚の6つの働き	角質層バリア 保湿・経皮吸収 角質細胞間脂質 表皮ターンオーバー
20			
21			
22			
23	5/22	美容上大切な 皮膚の6つの働き	メラノサイトの働き メラニン・チロシナーゼ・メラノサイト刺激ホルモン 毛細血管の働き 働き・体温と皮膚温・
24			
25			
26			
27	5/29	美容上大切な 皮膚の6つの働き	線維芽細胞 真皮層の構造について 線維芽細胞の働きと変化 皮膚の働きのバランス
28			
29			
30			

## 各課目 授業概要

31	6/5	肌の美しさを損ねる要因	紫外線
32			紫外線の概要
33			紫外線が肌に与える影響
34			光加齢
35	6/12	肌の美しさを損ねる要因	身体の冷え
36			肌への影響・皮膚温と年代
37			乾燥
38			湿度の低下・生活環境の変化・肌への影響
39	6/18	肌の美しさを損ねる要因	加齢・女性のリズム
40			加齢・月経・妊娠
41			肌への影響
42	7/1	肌の美しさを損ねる要因	女性のリズム
43			更年期が及ぼす影響
44			精神ストレス・胃腸の不調・生活習慣
45			肌への影響
46	9/10	さまざまな肌状態	肌意識の年代変化や美しい肌とは
47			衰えた肌とは
48			色素沈着・ニキビ・肌荒れ・敏感
49			
50	9/12	肌と環境 肌分析	季節とケア
51			カウンセリング
52	7/4	さまざまな肌状態	カウンセリングと肌分析
53			さまざまな肌状態に基づくフェイシャルケア及びボディケアのメニュー作成
54			
55			

成績評価方法	授業終了後、筆記試験をおこなう。 100点満点中、70点以上を合格とし、不合格の場合は再試験をうけること。
教員紹介	担当教員は「日本エステティック協会 認定講師及び本部講師」として20年以上のキャリアをもつ。また、サロンにおいて5年以上の実務経験があり、技術者・講師、双方の経験を生かし講義を行う。

各課目 授業概要

開講課程	美容専門課程	開講学科	エステティック科	履修年限	1年
講義区分	必修	教科課目	化粧品学	担当者	花枝 克江
単位	1単位	時限数	39時限		
授業の方法	講義形式を基本とする座学				
到達目標	日本エステティック協会認定上級エステティシャン資格取得を目指し、エステティシャンとしての自覚と責務を促す。				
講義概要	エステティック施術に欠かせない化粧品・機器について、特徴・機能などあらゆる角度から理解させる。化粧品の法律上の扱いや分類、使用上の留意点、原材料などを学び、安全なトリートメントを行うために必要な知識を習得させる。				

授業計画及び学習の内容

コマ	日程	テキスト項目	内容
1	5/23	化粧品概論	化粧品・医薬部外品と薬機法 化粧品の分類
2			
3	5/30	化粧品概論	化粧品の品質と品質保証
4		フェイシャル化粧品	化粧品の取り扱い上の留意点
5	6/6	フェイシャル化粧品	フェイシャル化粧品の目的と働き
6			洗顔化粧品について
7	6/13	フェイシャル化粧品	整肌化粧品について
8			賦活化粧品について
9	6/20	ボディ化粧品	ボディ化粧品の目的と働き
10			
11	6/27	機器の原理と化粧品	機器の原理
12			
13	6/28	ボディ化粧品	洗浄料について シェイプアップ料について
14			
15	7/9	ボディ化粧品	サンケア料について 制汗・防臭料について 浴用料について 脱毛料について
16			
17			
18			
19	7/12	メイク・ネイル・ヘア化粧品	メイク・ネイル・ヘア化粧品の目的と働き
20			
21	8/27	フレグランス化粧品	フレグランス化粧品の目的と働き
22			
23	8/30	化粧品の原料	化粧品の原料 概要
24			
25	9/3	化粧品と機器	目的別 化粧品・機器の使い分け
26			
27	1/7	機器の原理と化粧品	目的別 化粧品・機器の使い分け 機器・化粧品の禁忌事項
28			
29			
30	1/10	ボディケア機器と使用化粧品	低周波機器使用と化粧品 バイブレーター機器使用と化粧品 サクション機器使用と化粧品
31			
32			
33	1/23	フェイシャル機器と使用化粧品	ディープクレンジング機器使用と化粧品 イオン導入機器使用と化粧品 ハーター機器使用と化粧品
34			
35			
36	1/24	化粧品 配合成分	水性原料・保湿剤・油性原料・界面活性剤 高分子化合物・着色剤・香料 紫外線カット剤・酸化防止剤・防腐カビ剤 美白剤・肌荒れ防止剤
37			
38			
39			
成績評価方法		授業終了後、筆記試験をおこなう。 100点満点中、70点以上を合格とし、不合格の場合は再試験をうけること。	
教員紹介		担当教員は、「日本エステティック協会 認定講師」として20年以上の実績をもつ。 また、サロンにおいて5年以上の実務経験があり、技術者・講師、双方の経験を生かし講義を行う。	